

ふるさと納税事業者の 皆様を応援します！

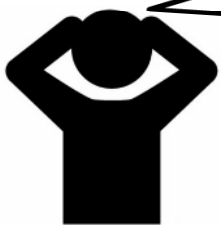
ふるさと納税応援
事業者育成事業
補助金のご案内

町は、新商品の開発、発信等
を目的とした事業に対し、
補助金を交付し、
応援いたします。

返礼品開発費用の 3分の2

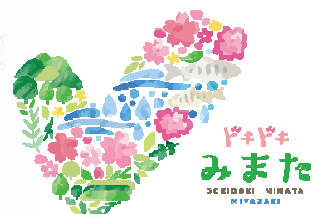
最大で **50万円** 支援します！

※詳しくは裏面をご覧ください。



新しい返礼品を作りたいけど、
専門家から意見を聞けないかなあ。

包装紙のデザインを新し
くしたいけど、どうしたら。。



お問合せ先

三股町企画商工課 ふるさと納税推進係 TEL 0986-36-6171 TEL 0986-36-6194

E-mail : furusato@town.mimata.miyazaki.jp お気軽にご相談下さい！

〇みまたふるさと納税応援事業者育成事業補助金について

【事業目的・趣旨】

町の産業振興及び地域の活性化を図るため、住民、企業及び団体によるふるさと納税推進等の取組により、地域資源を活用した地域性の高い新商品の開発、発信等を目的とした事業に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

【定義】

- (1)ふるさと納税応援事業者
三股町ふるさと納税推進事業実施要項(平成25年三股町告示第27号。以下「ふるさと納税実施要綱」という。)第2条で定める承認認定を受けた又は承認申請を行った地元事業者をいう。
- (2)返礼品
ふるさと納税実施要綱第2条で定める特産品等をいう。
- (3)既返礼品
既に返礼品として登録されているものをいう。
- (4)新返礼品
既返礼品以外で返礼品として登録しようとするものをいう。

【補助対象者】

次の要件を全て満たし、かつ、自らの提案により開発した返礼品の発送を継続して行うと認められるものとする。

- (1)ふるさと納税応援事業者のうち町内に住所を有する個人又は町内に本社若しくは店舗、工場等の事業所を設置している個人、団体及び法人であること。
- (2)町税等の滞納がないこと。
- (3)宗教活動若しくは政治活動を行う個人又は団体ではないこと。
- (4)個人及び団体の役員又は経営に事実上参加しているものに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が含まれていないこと。
- (5)公助良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切でないこと。

【補助対象経費】

費目	使途区分及び範囲
報償費	外部専門家、技術指導員等の招へいに係る指導費用
旅費	外部専門家、技術指導員等の招へいに係る旅費
消耗品費 印刷製本費	新返礼品開発若しくは市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な包装、梱包材、材料、機材及び道具の購入に要する経費 新返礼品開発若しくは市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な容器、リーフレット、パンフレット等の作成及び印刷に要する経費
委託料	成分、モニター調査、試作品、商品パッケージ等の加工、試験、分析等に係る費用

※このほかに、使用料及び手数料、原材料費、備品購入費もごさいます。

【補助金の額】

事業名	補助の割合	補助金の金額
ふるさと納税返礼品を開発する事業	3分の2	予算の範囲内で1補助対象者限度額50万円。ただし、補助金に1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※原則としてふるさと納税応援事業者につき1回限りとします。ご了承下さい。

※返礼品となるためには、審査を経る必要があります。返礼品に決定しない場合は、対象となりません。